

狂犬病予防注射を実施します



狂犬病予防注射は、毎年1回の接種が義務づけられています。今年の予防接種は次の日程で行ないます。飼い主の方は、接種場所にて受けるようにしてください。なお、当日会場に來られない場合は、かかりつけの動物病院に問い合わせのうえ6月29日(土)までに、必ず接種するようにしてください。

【接種時の注意事項】

普段おとなしい犬でも、大勢の人や犬がいる場所に来ると突然かみつくこともありまので、犬を制御できる飼い主の方が来場し、リード(紐・チェーン)を短く持つて、他の犬や人と距離を取って待機してくださいませようお願いします。

【注射料金】

▽集合接種料金
1頭 3,000円
※通常3,040円ですが、集合注射では獣医師が40円負担します。
※当日は釣銭のないようにお願いします。
▽動物病院での接種料金
1頭 3,040円

【内訳】

- ・注射料金 2,490円
 - ・注射済交付手数料550円
- 【犬の登録・狂犬病予防注射の問い合わせ先】
- ・環境水道課環境衛生係
 - ・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

八雲動物病院

八雲町東雲町91-1
☎0137-62-4031

◎熊石地域

月日	時間	接種場所
4月24日(水)	10:00~10:15	関内地区 新保商店前
	10:20~10:30	西浜地区(上) 笠原清人宅前
	10:35~10:50	西浜地区 平井道子宅前
	10:55~11:10	西鳴神地区 藤田武美宅横
	11:15~11:25	東鳴神地区 セラーズのとや前
	11:30~11:40	西雲石地区 旧社会福祉協議会前
	13:00~13:15	雲石団地地区 福祉センター前
	13:20~13:30	鳴神団地・西雲石地区(上) 井口商店前
	13:35~13:50	東雲石・2根崎地区 熊石総合支所前
	13:55~14:10	根崎団地地区 木谷寛宅前
14:15~14:25	1根崎・豊岩地区 新谷大造宅前	
14:30~14:50	平地区 佐々木守宅前	
4月27日(土)	10:00~10:15	大谷・鮎川地区 鮎川生活館前
	10:20~10:30	見日地区 見日生活改善センター前
	10:35~10:50	2泊川~3泊川地区 飯田裕子宅前
	10:55~11:10	2泊川~1泊川地区 泊川児童館前
	11:15~11:25	館平地区 総合センター前
	11:30~11:40	4相沼地区 旧相沼駐在所横
	13:00~13:15	3相沼地区 桂川末勝宅前
	13:20~13:35	2相沼地区 近藤久雄宅前
	13:40~13:55	折戸地区(浜) 農協倉庫前
	14:00~14:15	折戸地区(野) 土谷清司宅前
14:20~14:35	折戸地区(野) 宍戸初雄宅前	

日程および接種場所

◎八雲地域

月日	時間	接種場所
4月25日(木)	9:00~9:10	野田生 柏沼会館前
	9:20~9:35	野田生会館前
	9:45~9:50	赤笹会館前
	10:00~10:05	わらび野会館前
	10:15~10:25	東野(母と子の家)会館前
	10:30~10:50	東野1区会館前
	11:00~11:30	落部町民センター(落部支所)前
	11:40~12:00	川向会館前
	13:10~13:40	落部レクリエーションセンター前
	13:50~14:00	新函館農協落部支店横
4月26日(金)	9:00~9:30	富士見町 東部児童館前
	9:40~9:50	八雲町勤労者センター前
	10:00~10:10	内浦生活館前(2区)
	10:20~10:30	内浦町1区会館前
	10:40~10:50	豊河町会館前
	11:00~11:10	元町会館前
	11:20~11:40	東町会館跡地
	13:10~13:30	黒岩会館前
	13:40~13:50	大川 黒川進宅前
	14:00~14:10	山崎山(2区)会館前
4月27日(土)	9:00~9:10	山越由追会館前
	9:20~9:30	山越中央会館前
	9:40~9:50	浜松地区生活改善センター前
	10:10~10:20	熱田会館前
	10:30~10:40	大新会館前
	10:50~11:00	春日会館前
	11:05~11:15	春日地区生活改善センター前
	11:25~11:45	立岩2区会館前
	11:50~12:00	古谷精肉店裏
	13:10~13:20	消防署西分署前(宮園町1区)
4月27日(土)	13:25~13:35	相生会館・子育て支援センタースマイル前
	13:40~14:00	八雲町民センター裏
	14:05~14:25	栄町会館前
	14:30~15:00	八雲町役場前

◎犬の登録について

平成7年4月1日以降に登録(生涯に1回)した犬に関し、登録した事項に変更等が生じた場合はその都度、速やかに役場へ届出をしなければなりません。

◎次の場合には届出をしてください

- ①飼い犬が死亡したとき
- ②飼い主・飼い犬の所在地が変わったとき
- ③飼い主の住所が変わったとき

※新たに生後91日以上の子犬を取得したときは、30日以内に登録をしなければなりません(登録料3,000円)。